

## 「国語科教育」編集委員会規定

(昭和63年10月21日制定)

(平成12年10月14日修正)

(平成13年5月13日修正)

(平成15年10月11日修正)

### 〔編集委員会の構成〕

- 1 編集委員会は、会員の中から理事会の選出する9名の委員によって構成する。

### 〔委員の任期〕

- 2 委員の任期は、原則として3期とし、その後の続く2期間の継続再任はしない。ただし、委員は、每期1/3ずつ交替するものとする。なお、委員の任期は、改選時期に応じて、当該年度4月1日から次年度9月30日まで、または当該年度10月1日から次年度3月31日までの3期1年6ヶ月とする。

### 〔委員長・副委員長〕

- 3 編集委員会に委員長・副委員長をおく。委員長・副委員長は、委員の互選によって決定する。

### 〔臨時審査委員〕

- 4 編集委員会は、必要に応じて、「臨時審査委員」を委嘱することができる。